福島市立三河台小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)、福島市いじめ防止 基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものです。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、い じめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われる など、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。本校は、以下の基本理念 を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめは現に起きているとの認識に立ち、指導・対応にあたります。
- (3) 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、教育委員会、関係機関等と連携し、解決を図ります。

3 取組の基本姿勢

いじめは、現に起きているとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図ります。なお、いじめの定義は、以下によるものとします。

-いじめの定義(いじめ防止対策推進法より) ―

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、 当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

児童のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を次のとおり示します。

- (1) いじめの未然防止のため、児童に、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築けるよう指導します。
- (2) いじめの早期発見のため、アンケート調査等を年3回実施するとともに、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。

- (3) アンケートの内容については、ダブルチェックを行い、少しでも該当すると思われる内容を見逃さず対応します。
- (4) いじめの解決に向けた取組として、児童の生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添い、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。
- (5) いじめ防止及び対応のため、以下の2つの組織を設置します。
 - ① いじめ対策委員会(略称:対策委員会)
 - 校外委員及び校内委員で構成し、設置要項は別途定める。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善案等の提示をする。
 - 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査等を行う。
 - ② 校内いじめ問題対応委員会(略称:校内委員会)
 - 校長,教頭,生徒指導主事,いじめ対策担当教員で構成する。必要に応じ関係者を招集する。
 - 具体的な年間計画の作成及び実施の主体となる。
 - いじめの相談・通報窓口を設置する。
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録,共 有をする。
 - いじめの疑いに係る情報があった場合の,情報の共有,関係のある児童への事 実関係の聴取,事実関係の照合によるいじめの認知,指導や支援の体制・対応方 針の決定,保護者との連携等の対応をする。

5 取組の内容

- (1) 未然防止
 - 年度初めに、いじめ防止等年間計画について全教職員で確認する。
 - 教師と子ども、子ども同士の信頼関係を構築するとともに、子ども一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、居場所づくり、絆づくりを行い、子ども一人一人に居場所のある温かい学級づくりを推進する。
 - 道徳教育,人権教育,国際理解教育等を充実するとともに,保護者や地域住民への啓発活動を行う。
 - 学級活動や児童会活動などで、児童自らがいじめに関する課題に対し、主体的に 考える機会を設定する。
 - 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策委員会」の定例会を年2回(6月,2月)を開催する。また,重大事態が発生した場合や校長が依頼した事案がある場合は,随時開催する。
 - 教職員研修を年2回実施し、教職員の資質の向上を図る。
 - 家庭訪問,電話連絡,学校・学年だより,ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見

• 5月, 11月, 2月をいじめ防止月間と定め、児童への啓発とともに子ども向け

生活アンケート、全児童対象の教育相談などを実施し、早期発見に努める。

- 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による悩んでいる児童が相談 しやすい体制を整備する。
- 教職員全体で、いじめに関する情報を共有する。
- いじめ防止サポートチームの派遣要請について検討する。

(3) 早期対応

- 校内委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因究明をする。
- いじめの事実確認・認知にあたっては、児童へのアンケート調査及び聞き取り調査を行い、いじめの定義に基づいて認知する。
- いじめの事実の有無、今後の対応について保護者へ説明をする。
- いじめを認知した場合、校内委員会で対応を検討する。
- いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮のもと、いじめた児童への指導を行う。
- いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- いじめられた児童の保護者に対する支援をする。
- いじめた児童の保護者に対し家庭での指導に関する助言を行う。
- 保護者会の開催などにより保護者との情報共有を図る。
- いじめと思われる事案が発生した場合、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組む。
- 教員向けのいじめ対応マニュアルを作成する。

(4) 重大事態への対応

-重大事態の定義(いじめ防止対策推進法より) ──

次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 重大事態の調査

- ・ いじめの重大事態に関する調査については、「いじめの重大事態に関するガイドライン」を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行う。重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間,学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間 30 日を目安とする)ただし,児童等が一定期間,連続して欠席しているような場合には,教育委員会,学校の判断により迅速に調査に着手する。
- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

○ 重大事態の報告

・学校は教育委員会を通じて7日以内に市長へ事態発生について報告する。

○ 学校の対応

- 見守り体制を整え、いじめを受けた児童の生命・安全を確保する。
- スクールカウンセラー,養護教諭等と連携し,いじめを受けた児童の心のケアを 図る。
- いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施又は福島市 教育委員会及び福島市が行う調査への協力をする。
- 教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめを行った児童への指導を行う。
- 福島市教育委員会に報告する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。
- 重大事態の調査は、市条例に示されている3つの組織により行うが、原則不登校 重大事態は、学校の調査組織に外部人材を加えた組織が調査を行い、調査報告書を 作成する。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめを受けた児童の保護
 - 「だれも助けてくれない」という無力感を取り払う。
 - いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。
 - 大人の思い込みで児童の心情を勝手に受け止めない。
 - 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係を作る。
 - 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づいて安全な居場所の確保を行う。
- ② いじめを行った児童への指導といじめを受けた児童,いじめを行った児童の関係修 復
 - いじめを行った児童が罪悪感を抱き、いじめを受けた児童との関係修復に向けて 自分ができることを考えるよう働きかける。
- ③ 望ましい学級集団の再構築

- ・ いじめを見ていた児童→自分の問題として捉えさせる。
- はやしたてる等、同調していた児童→いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 当事者を含む学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。

(6) いじめの解消の判断

少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと(被害児童等及び保護者に確認)

(7) 年間計画

月	開催会議名・各種活動	主な内容・備考
4	○生徒指導全体会	・いじめ基本方針の確認,児童の実態確認
5		
6	○第1回生徒指導協議会	・問題傾向のある児童についての情報交換 ・第1回学校生活アンケート
7 • 8		・各種調査の集計(QU)と分析
9		・夏休み明け教育相談(必要に応じて)
1 0		
1 1	○第2回生徒指導協議会	・問題傾向のある児童についての情報交換 ・第2回学校生活アンケート,教育相談
1 2		・学校評価によるいじめ対応の評価
1		・冬休み明け教育相談(必要に応じて)
2 • 3	○第3回生徒指導協議会 ○基本方針の確認・見直し	・いじめ事例研究会 ・第3回学校生活アンケート

(8) 評価と改善

- 2・3月に定期的な基本方針の確認・見直しを行う。
- 学校評価によるいじめ対応の評価を受け、2・3月の基本方針の見直しの際に その内容を反映させるようにする。
- 年間を通じていじめの発生件数が 0 の場合, その事実を児童, 保護者に公表する。

いじめ対策委員会 設置要項

1 設置の趣旨

いじめは人間の心を傷つけ、最悪の場合命まで奪ってしまう、人間として絶対に許されない行為である。いじめの未然防止と根絶を図るためには、校長の責任のもと、学校と保護者・地域が連携を取り合い、断固とした姿勢で取り組むことが必要と考え「いじめ対策委員会」(以下「対策委員会」とする)を設置し、児童への安全把握義務の徹底を図るようにする。

2 委員会の組織運営

- (1) 校内委員は「校長・教頭・教務・生徒指導主事・その他校長が認めるもの」とする。
- (2) 校外委員は「PTA役員代表者2名,主任児童委員2名,地区民生・児童委員代表者1名」とする。
- (3) 委員会の責任者は校長とし、委員会の進行は教頭が行うものとする。
- (4) 「いじめ対策委員会」は、主としていじめに関する情報交換と問題処理について協議を行う場とする。
- (5) 重大事態の発生など、緊急を要するいじめ等の事案が発生した場合は、早急に委員会を招集するとともに市教委と連携し、必要に応じて校外委員以外の第三者も委員会に加え、情報収集・調査に当たる。

3 活動内容

- (1) 校外委員は、いじめ(学校内外を問わない)に関する情報を収集する。なお、場合によっては、いじめの事案に限らず学校への連絡・要望等も併せて報告する。
 - ※ 「いじめの事案に限らず」とは

児童虐待的な家庭,児童の問題行動(万引・放火・公共物へのいたずら),学校内外の安全指導,学級担当への問題行動撲滅に向けての要望等,を指す。

- (2) 校外委員からの情報によるいじめ等の事案については、学校側担当者が早急に該当 担任に連絡し、事実確認のための調査と今後の対応について協議し、早期解決に努め る。
- (3) いじめ等の事案について知り得た個人情報は外部に漏れないようにする。
- (4) 情報内容によっては、冷やかしなどの事案も予想されるが、該当児童が「いじめ」と 感じている内容については、取り上げるようにする。なお、中学校・高等学校など本 校以外のものとの関連や学校管理下外の活動で発生した事案についても取り上げるよ うにする。
- (5) 校内委員、中でも生徒指導主事は、月ごとの職員会議の「生徒指導について」の中で、情報収集やいじめのチェック等について教職員間の共通理解と実践について話し合い、早期発見に努める。

4 年間活動計画

		,
4	3	第1回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
4	1 9	第3回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
5	1 7	第4回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
6	7	学校評議委員会 生徒指導いじめ対策委員会
6	2 1	第5回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
7	2 0	第6回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
8	2 2	第7回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
9	1 3	第8回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
1 0	1 8	第9回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
1 1	1 5	第10回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
1 2	2 2	第11回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
1	9	第12回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
1	1 7	第13回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
2	1 4	第14回職員会議 生徒指導いじめ対策委員会
2	2 7	学校評議委員会 生徒指導いじめ対策委員会

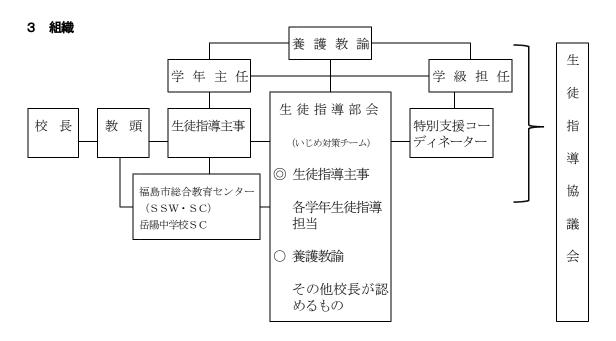
いじめ問題対応 (チーム) 委員会 設置要項

1 設置の目的

- (1) 児童が安心して学校生活を送るため、学校から「いじめ」をなくすことを目的し設置する。
- (2) 「いじめ」と思われる事案及び指導後について、指導の方向性と対策を検討する。

2 方針

- (1) 「いじめ」は、人間として決して許されないこと、また、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、「いじめ」を見逃さない体制を充実させる。
- (2) 「いじめ」早期発見のためのアンケート(心の連絡カード)を定期的に実施するとともに、早期発見に向けた取り組みを検討する。
- (3) 「いじめ」が発覚した場合には、その事実把握に努め、解決に向けての基本方針を確立し、指導のあり方の共通理解を図る。
- (4) 解決後(指導後)の児童の変容について、定期的に確認の場を設け、再発防止に努める。



4 留意事項

- (1) どんなささいな内容についても、検討内容に加え、指導の手を入れる。
- (2) 指導する際には、被害者を守る意味でも、陰険ないじめに発展させないための配慮をする。

5 方法

- (1) アンケート及びその他の情報から「いじめ」を把握する。
- (2) 会の招集は校長が行うが、運営責任者はその現状に合わせ、メンバーを選出する。

6 年間指導計画

- (1) 生徒指導部会・・・・・・・・・・・・・・・原則月1回(月のめあての確認・各学年の様子についての報告)
- (2) アンケート実施・・・・・・・・・・5月(家庭訪問前)・11月(個別懇談前) 2月(学年末)の計3回
- (3) 生徒指導協議会・・・・・・6月・11月・2月の計3回
- (4) 幼・保・小・中連絡協議会・・・6月・9月・2月の計3回 (各機関との共通理解・情報交換)

7 予防の視点

- (1) 「いじめ」はいつでも起こり得る問題であることを全職員が認識し、日頃から、児童が発する小さなサインを見逃さないようにする。そのためにも、アンケート調査の分析や教育相談を充実させる。
- (2) 児童の視点から見た「いじめ」に関する意見や情報を生かすため、児童との情報交換会等を定期的に実施し、教師、児童の両者により「いじめ」の防止を目指す。
- (3) 心の教育を、学校教育活動全般を通じて計画的に実践し、人を思いやる気持ちの育成を図るとともに、「いじめ」は絶対に許さないという意識を醸成する。

8 いじめ対応の視点

(1) 被害者への支援

担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭が,教育相談や家庭訪問等を通じて,学校 生活に安心感が持てるように支援する。

(2) 加害者への指導

担任・学年主任・生徒指導主事が、自己の行為の過ちに気づかせ、繰り返させぬよう教育相談を実施する。

(3) 学級への指導

担任が、学級活動や道徳の時間を活用して、「いじめ」られた時のつらさを理解させ、この行為は人間として絶対に許されない行為であることを指導する。

(4) 加害者の家庭

事実を伝え、場合によっては学校に召喚する。状況について本人を交えて確認し、事 の重大性について認識させるとともに、家庭での指導を促す。→被害者への謝罪

(5) 被害者の家族

担任(場合によっては学年主任)が家庭訪問をし、状況の説明をするとともに、今後 の学校としての支援のあり方について理解をいだだく。→加害者からの謝罪

(6) 生徒指導協議会におけるケース(いじめ)検討会の実施

9 事後の対応

- (1) 被害者児童が安心して学校生活が送れるよう、全職員で様子を見守る。
- (2) 担任が意図的に教育相談を行い、被害・加害の生徒の様子を把握する。
- (3) 担任は、指導・援助後の変容について記録を累積し、被害生徒家庭、加害生徒家庭に連絡するとともに、いじめ対策チームに報告する。

10 対応の実際

○ 以下の例を参考に対応を行うようにする。

